

千種会訪問看護ステーション

「指定訪問看護」 重要事項説明書 「指定介護予防訪問看護」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2860190236号)

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 千種会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 岸本 多佳子 |
| (4) 設立年月日 | 平成2年3月14日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問看護事業所 平成26年11月1日指定
兵庫県第2860190236号 |
| (2) 事業所の名称 | 千種会訪問看護ステーション |
| (3) 事業所の所在地 | 兵庫県神戸市東灘区本山中町1丁目15-7 |
| (4) 電話及びFAX番号 | 電話 078-431-1881 FAX 078-441-9000 |
| (5) 管理者名 | 横内 知美 |
| (6) メールアドレス | houkan_oogi@chikusakai.jp |
| (7) 事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">・『We are Ladies and Gentlemen Serving Ladies and Gentlemen』
(紳士淑女に仕える(もてなす) 私たちもまた紳士淑女である)・利用者が住み慣れた環境の中で、健康で充実した生活が出来るよう、また心身に障害のある方に対しては、機能回復訓練により自立生活が営まれるように努めます。 安全で安心はもちろんのこと、期待を超えるサービスを提供し「感動」「感激」を与えることのできる訪問看護サービスを提供します。 |
| (7) 開設年月日 | 平成26年11月1日 |

3. サテライトオフィスの概要

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 事業所の名称 | 千種会訪問看護ステーション
サテライトオフィス LeMONDO |
| (2) 事業所の所在地 | 兵庫県西宮市若山町8-17
介護付有料老人ホーム LeMONDO 内 |

(4) 開設年月日 平成30年10月1日

(2) 事業所の所在地 兵庫県芦屋市市川西町 14-1
介護付有料老人ホーム Les 芦屋内

(4) 開設年月日 令和5年9月1日

(1) 通常の事業の実施地域

サテライト . . . 西宮市、芦屋市

② 提供時間 9:00～18:00

② 受付時間 9:00～18:00

	資格	常勤	非常勤	計
管理者（兼務）	正看護師	1 名		1 名
看護師	正看護師・准看護師	5 名		5 名
理学療法士		5 名		5 名
作業療法士				
言語聴覚士				

6. 訪問看護の申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャー等にご相談下さい
訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに
提供されます。

7. 訪問看護サービスの内容

- *病状の観察（心身の状態観察、異常の早期発見、予測される状態への対応方法の指導、
疾病予防や健康の管理、服薬管理）
- *療養生活のお世話（清拭・洗髪・入浴介助などの清潔ケア、食事・水分・栄養摂取の管
理とケア、排泄の介助・指導）
- *リハビリテーション（要介護状態の悪化防止、機能回復・嚥下機能訓練等、福祉用具活
用の助言）
- *認知症の方の看護（対応方法のアドバイス、生活リズムの助言、医療機関・施設活用の
助言）
- *創傷や床ずれの予防・処置（定期的な観察や評価、床ずれ防止の工夫・指導、床ずれの
手当て）
- *介護予防（健康管理指導による悪化防止、再入院回避のための指導、低栄養や運動機能
低下を防ぐアドバイス等）
- *医師の指示による医療措置・医療機器の管理・指導（胃瘻・経鼻栄養、留置カテーテル・
在宅酸素・人口呼吸器・吸引・末梢点滴・中心静脈栄養などの管理・緊急時の対応）

8. 利用料金

別紙の通りとし、サービスを受けられた翌月にお支払頂きます。

■利用料金（介護保険）

⇒別紙 利用料金(介護保険)一覧表をご参照ください。

■利用料金(医療保険)

⇒別紙 利用料金(医療保険)一覧表をご参照ください。

9. 秘密保持と個人情報の保護

- ① 事業所及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及
びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は
契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議におい
て、個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で
の同意を得ない限り、サービス担当者会議において当該家族の個人情報は用いませ
ん。
- ③事業所は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及

伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の緊急の事態が発生した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡、救急車への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、主治医・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. ご利用にあたってのお願い

○介護保険被保険者証、健康保険者証や医療受給者証等を確認させていただきます。

これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

○やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

13. 身元引受人について

(1) 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務につき、契約者と連携してその履行の責任を負います。

(2) 事業者は、契約者が入院を必要とする場合ならびに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。

(3) 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる理由がある場合には、これを立てないことができます。

(4) 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、訪問看護サービス計画の変更などがあった時には、これを引受人にお知らせします。

14. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害及び事故については、事業者は速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○当事業所に対する苦情やご相談は、事業所内窓口にて受け付けます。

千種会訪問看護ステーション

《事業所内担当窓口》 管理者 横内 知美

受付時間 9:00～17:00 毎週月曜日～金曜日

電話番号 078-431-1881

○第三者委員（弁護士・監事等）

・ 弁護士法人至道法律事務所 弁護士 岡筋 泰之

・ 社会福祉法人幸聖福社会 理事長 大輪 智子

※第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの

立合い等をいたします。また、直接苦情を受け付けることが出来ます

※施設内には苦情受付ボックスを設置しています。

(2) その他相談・問い合わせ先

○神戸市福祉局監査指導部

所在地 神戸市中央区加納町 6 丁目 5-1

電話番号 078-322-6342 (平日 8:45～12:00、13:00～17:30)

○兵庫県国民健康団体連合会

所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号

電話番号 078-322-5617 (平日 8:45～17:15)

○兵庫県国民健康団体連合会

所在地 神戸市中央区橘通 3 丁目 4 番 1 号

電話番号 078-371-1221 (平日 9:00～17:00)

16. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

《緊急時の対応》

様	生年月日 年 月 日 (歳)
住所 :	
電話 :	

第一連絡先

様	続柄
住所 :	
電話 :	携帯 :

第二連絡先

様	続柄
住所 :	
電話 :	携帯 :

主治医

医療機関名/診療科 :	科
主治医名 :	
電話 :	

① 救急車 1 1 9

②

③

備考：病歴等

社会福祉法人千種会

千種会訪問看護ステーション

078-431-1881

令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対する居宅サービスの提供開始にあたり本書面に基づきサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

住所	神戸市東灘区北青木一丁目 1 番 3 号
運営主体	社会福祉法人 千種会
理事長	岸本 多佳子

(事業所)	住所	神戸市東灘区北青木一丁目 1 番 3 号
		千種会訪問看護ステーション
	管理者	横内 知美
	説明者	氏名

私は、本書面に基づいて事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____

私は本書面に基づいて事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

身元引受人住所 _____

氏名 _____